

議案第 16 号

桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例案

桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、中間検査の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第4条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	金額
1 法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査(法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、当該工事が法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなされる場合を除く。)	
(1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの	1件につき 3,700円
(2) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 5,600円
(3) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 9,400円

(4) 盛土又は切土をする土地の面積が 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	16,000 円
(5) 盛土又は切土をする土地の面積が 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	28,000 円
(6) 盛土又は切土をする土地の面積が 100,000 平方メートルを超えるもの	1 件につき	39,000 円

議 案 説 明

議案第 16 号 桐生市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。